

1、 運賃の種類及び額

(1) 距離制運賃

車種区分	初 乗 運 賃	加 算 運 賃
特定大型車	最初の1.178キロメートルまで 760円	230メートルまでごとに 110円
大型車	最初の1.178キロメートルまで 690円	246メートルまでごとに 110円
普通車	最初の1.178キロメートルまで 600円	255メートルまでごとに 90円

車種区分	時 間 距 離 併 用 運 賃	
特定大型車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分25秒までごとに 110円	
大型車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分30秒までごとに 110円	
普通車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分35秒までごとに 90円	

(2) 時間制運賃

車種区分	時 間 制 運 賃	
特定大型車	30分までごとに	4,990円
	以後15分まで	2,490円
大型車	30分までごとに	4,580円
	以後15分まで	2,290円
普通車	30分までごとに	3,620円
	以後15分まで	1,810円

(3) 運賃等の割増

深夜・早朝割増 2割増
(22時から翌朝5時まで)

(4) 運賃等の割引

ア、 障害者割引 1割引
 イ、 高齢者割引 1割引
 70歳以上の者について (特定大型車を除く)
 ウ、 遠距離割引 1割引
 距離制運賃で5,000円を超える金額について
 エ、 長時間割引 1割引
 時間制運賃で4時間を超える金額について
 オ、 免許証返納割引 1割引
 70歳以上で運転免許証を返納した者

2、 料金の種類及び額

(1) 待料金

特定大型車	1分25秒までごとに	110円
大型車	1分30秒までごとに	110円
普通車	1分35秒までごとに	90円

(2) 迎車回送料金

迎車回送料金	1両ごとに	110円
--------	-------	------

3、 運賃及び料金の適用方法

(1) 車両区分は、次のとおりとする。

ただし、患者輸送車（寝台車）、身体障害者輸送車（車いす、寝台、車いす兼用車）を除く。

ア、 特定大型車

道路運送車両法施行規制第2条に定める普通自動車及び小型自動車のうち、乗車定員が7人以上のもの。

イ、 大型車

道路運送車両法施行規制第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く）を超えるもので乗車定員が6人以下のもの。

ウ、 普通車

道路運送車両法施行規制第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く）以下のもので乗車定員が6人以下のもの。

(2) 運賃の適用順位

運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用し、これにより難しい場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。

(3) 距離制運賃

ア、 距離制運賃は、タクシーメーター器の表示額とする。

イ、 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。

ウ、 時間距離併用運賃は、走行速度が時速10キロメートル以下となった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し併算する。

ただし、時間距離併用運賃は、高速自動車国道及び道路法第48条の2-第1項により指定された自動車専用道路（取付道路進入地点から退出地点までの区間に限る）においては適用しない。

エ、 距離制運賃の収受にあたっては運送が終わった地点で停車後、直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額により支払う。

(4) 時間制運賃

- ア、 時間制運賃は、観光用、冠婚葬祭等にかかる運送で距離制運賃により難しく、かつ、時間制によることを営業所等において、特約した場合に適用する。
- イ、 時間制運賃は、最寄りの営業所等を出発してから旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算定する。
- ウ、 時間制運賃は、30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。
- エ、 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。

(5) 運賃等の割増

- ア、 運賃等の割増は、距離制運賃及び待料金に適用する。
- イ、 運賃等の割増は、距離短縮方式とする。

(6) 運賃等の割引

- ア、 運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金に適用する。
- イ、 障害者割引は、次による。
 - (a) 障害者割引は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳または、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該身体障害者手帳又は療育手帳を提示したときに適用する。
 - (b) 運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金に適用し、障害者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
 - (c) 運賃等の額は、タクシーメーター器表示額又は時間制運賃算出額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、時間制運賃による場合、上記3の（4）イ及びウにより算出した運賃とする。
- ウ、 高齢者割引は、次による。
 - (a) 高齢者割引は、高齢者割引を受ける目的で予め登録を受けた70歳以上の者に適用する。
 - (b) 運賃等の割引は、登録を受けた高齢者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
 - (c) 運賃等の額は、タクシーメーター器表示額又は時間制運賃算出額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- エ、 遠距離割引の運賃等は、タクシーメーター器表示額のうち5,000円とこれを超える額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額の合計額

とする。

オ、長時間割引が適用される場合運賃の額は、4時間までの額と、これを超えた時間の額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。

カ、免許証返納割引

70歳を超えたもので運転免許証返納証明を提示した場合適用する。

キ、割引の重複

(a) 障害者割引と高齢者割引及び免許証返納割引が重複する場合は、各割引の一種類のみを適用する。

(b) 障害者割引、高齢者割引と遠距離割引が重複する場合は、それぞれ適用する。

(c) 割引が重複して適用される場合の運賃等の額は、各割引制度ごとに求められた割引額の合計をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。

(7) 料金

ア、料金は、距離制運賃による場合に適用する。

イ、待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用することとし、待機に要した時間を加算距離に換算し、距離制運賃に併算する。

ウ、迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点までの車両を回送する場合に適用する。

(8) その他

ア、旅客の要請により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。

イ、道路事情、交通事情等客観的な事情による時又は他に適当な方法が無い場合、やむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。

附則

(1) 車種区分については、新型自動車として届け出された諸元を基準とする。

(2) 高速自動車国道及び自動車専用道路におけるタクシーメーター器の取り扱いについては、その入り口においてタクシーメーター器を「高速」の位置に操作し、出口において「賃走」（深夜・早朝にあっては割増）に切り換えること。